

# 経済産業省

官 印 省 略

20211020保局第1号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年10月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2020  
0715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和3年10月27日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>	<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>
制定 20200715 保局第1号 令和 2年 8月 6日 改正 20201014 保局第1号 令和 2年10月30日 20201022 保局第1号 令和 2年11月 9日 20210201 保局第1号 令和 3年 2月22日 20210224 保局第1号 令和 3年 3月 2日 20210308 保局第2号 令和 3年 3月29日 20210324 保局第2号 令和 3年 3月30日 20210407 保局第2号 令和 3年 4月23日 <u>20211020 保局第1号 令和 3年10月20日</u>	制定 20200715 保局第1号 令和 2年 8月 6日 改正 20201014 保局第1号 令和 2年10月30日 20201022 保局第1号 令和 2年11月 9日 20210201 保局第1号 令和 3年 2月22日 20210224 保局第1号 令和 3年 3月 2日 20210308 保局第2号 令和 3年 3月29日 20210324 保局第2号 令和 3年 3月30日 20210407 保局第2号 令和 3年 4月23日
<p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p><b>I. 高圧ガス保安法関係</b></p> <p>第13条関係</p> <p>本条が適用される製造とは、主として次に掲げるものである。</p> <p>（イ）<u>高圧ガス保安法施行令第2条第3項第4号に規定する第一種ガスを冷媒ガスとする冷凍設備であって、1日の冷凍能力が5トン以上20トン未満の設備を使用してする冷凍のための高圧ガスの製造</u></p> <p>（ロ）<u>フルオロカーボン（難燃性を有するものとして高圧ガス保安法施行令第2条第3項第4号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものを除く。）及びアンモニアを冷媒ガスとする冷凍設備であって、1日の冷凍能力が3トン以上5トン未満の設備を使用してする冷凍のための高圧ガスの製造</u></p> <p>（ハ）～（ヘ） [略]</p> <p>（5）<b>冷凍保安規則の運用及び解釈について</b></p> <p>第5条関係</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p><u>（5）第5条第1号から第5号に規定する基準により冷凍能力の算出ができない製造設備かつ、断熱圧縮・断熱膨張による冷却サイクルを利用する冷凍設備にあつては、当該圧縮機の原動機の定格出力1.2キロワットをもつて一日の冷凍能力1トンとする。</u></p> <p>第20条関係</p> <p>本規則において高圧ガスの貯蔵とは、1日の冷凍能力が20トン（冷凍設備内における高圧ガスが<u>ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアの場合にあつては、50トン</u>）以上の能力を有する冷媒ガスの入った冷凍設備を店頭、倉庫等に置</p>	<p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p><b>I. 高圧ガス保安法関係</b></p> <p>第13条関係</p> <p>本条が適用される製造とは、主として次に掲げるものである。</p> <p>（イ）<u>二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものに限る。）を冷媒ガスとする冷凍設備であって、1日の冷凍能力が5トン以上20トン未満の設備を使用してする冷凍のための高圧ガスの製造</u></p> <p>（ロ）<u>フルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニアを冷媒ガスとする冷凍設備であって、1日の冷凍能力が3トン以上5トン未満の設備を使用してする冷凍のための高圧ガスの製造</u></p> <p>（ハ）～（ヘ） [略]</p> <p>（5）<b>冷凍保安規則の運用及び解釈について</b></p> <p>第5条関係</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第20条関係</p> <p>本規則において高圧ガスの貯蔵とは、1日の冷凍能力が20トン（冷凍設備内における高圧ガスが<u>二酸化炭素、フルオロカーボン又はアンモニアの場合にあつては、50トン</u>）以上の能力を有する冷媒ガスの入った冷凍設備を店頭、倉庫等に置き製造の用に供していないことをいう。</p>

き製造の用に供していないことをいう。

具体的にはエアコンディショナー等の在庫が考えられる。

#### 第 26 条関係

本規則において高圧ガスの販売という場合、対象として考えられるものは、冷凍設備内における高圧ガスの販売であるが、小規模の冷凍設備の高圧ガスを販売する場合には、社会通念上、当該販売は冷凍設備の販売として行われていると考えるべきであり、その内部の高圧ガスについて販売が行われていると考えるべきではない。これに対し、一定規模以上の冷凍設備内の高圧ガスを販売する場合には、社会通念上その内部の高圧ガスを無視できない。したがって、当該場合を本規則における高圧ガスの販売とすることとし、具体的には、1日の冷凍能力が20トン（冷凍設備内における高圧ガスがヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアの場合にあっては、50トン）以上の冷凍設備を販売する場合には、当該設備内における高圧ガスを販売することとして運用する。

「販売の目的」には、販売する冷凍設備の種類、販売先の区分（例えば、一般家庭、喫茶店等）等を具体的に記載すること。

#### 第 31 条関係

(1) 本規則において高圧ガスの輸入とは、1日の冷凍能力が20トン（冷凍設備内における高圧ガスがヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアの場合にあっては、50トン）以上の能力を有する冷媒ガスの入った冷凍設備における当該ガスを輸入することをいう。

(2) ~ (4) [略]

具体的にはエアコンディショナー等の在庫が考えられる。

#### 第 26 条関係

本規則において高圧ガスの販売という場合、対象として考えられるものは、冷凍設備内における高圧ガスの販売であるが、小規模の冷凍設備の高圧ガスを販売する場合には、社会通念上、当該販売は冷凍設備の販売として行われていると考えるべきであり、その内部の高圧ガスについて販売が行われていると考えるべきではない。これに対し、一定規模以上の冷凍設備内の高圧ガスを販売する場合には、社会通念上その内部の高圧ガスを無視できない。したがって、当該場合を本規則における高圧ガスの販売とすることとし、具体的には、1日の冷凍能力が20トン（冷凍設備内における高圧ガスが二酸化炭素、フルオロカーボン又はアンモニアの場合にあっては、50トン）以上の冷凍設備を販売する場合には、当該設備内における高圧ガスを販売することとして運用する。

「販売の目的」には、販売する冷凍設備の種類、販売先の区分（例えば、一般家庭、喫茶店等）等を具体的に記載すること。

#### 第 31 条関係

(1) 本規則において高圧ガスの輸入とは、1日の冷凍能力が20トン（冷凍設備内における高圧ガスが二酸化炭素、フルオロカーボン又はアンモニアの場合にあっては、50トン）以上の能力を有する冷媒ガスの入った冷凍設備における当該ガスを輸入することをいう。

(2) ~ (4) [略]